

裁判長
認印



調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	平成 2 3 年 (才) 第 1 2 0 4 号 平成 2 3 年 (受) 第 1 3 6 0 号
決 定 日	平成 2 3 年 1 0 月 1 3 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 一 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	横 田 尤 孝 宮 川 光 治 櫻 井 龍 子 金 築 誠 志 白 木 勇
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原 判 決 の 表 示	東京高等裁判所平成 2 1 年 (ネ) 第 4 9 6 6 号 (平成 2 3 年 2 月 7 日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第 1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第 2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法 3 1 2 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法 3 1 8 条 1 項により受理すべきものとは認められない。

平成 2 3 年 1 0 月 1 3 日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 鶴 岡 俊 一 (印)

当事者目録

上告人兼申立人
被上告人兼相手方
被上告人兼相手方
同訴訟代理人弁護士

ウェイン マイケル ダグラス

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

ほか

これは正本である。

平成23年10月13日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 鶴岡俊一

